

4. 用語解説

ア行

●泉佐野市福祉基金

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉活動の推進に要する経費に充てる資金を積み立てるため設置された基金です。小地域ネットワーク活動などふれあいのまちづくり事業に活用されています。

●NPO=民間非営利組織：nonprofit organization

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のことです。一定の要件を満たし国や府に届け出て法人格を取得し、活動されている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もあります。

（NPO法人等の情報については、大阪府ホームページに記載されています。

<http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/vngroup/index.html> ）

カ行

●協働

まちづくりに向け、市、市民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かってそれぞれに果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。

●コミュニティソーシャルワーカー

高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し必要な支援をするために、その中心的な役割を担う人のことをいいます。

●コミュニティビジネス

地域の人びとが設立・所有する経済的な組織で、地域（コミュニティ）の労働力、知識、技術など地域内に存在する経営資源を用いて、地域社会をベースに活動し、活動により得られた利益を地域社会の発展や組織の活動の展開のために使用する経済活動・市民活動などのことをいいます。

サ行

●在宅介護支援センター

在宅で生活している高齢者やその家族等に、在宅介護に関する総合的な相談や、各種保健福祉サービスの案内・手続きの便宜・調整などを図ることを目的とした「高齢者に関わる身近な相談窓口」を「地域型在宅介護支援センター」といい、泉佐野市内に5ヶ所（中学校区に1ヶ所）あります。その統括や指導・育成を行い、地域ケア体制の推進を図るところを「基幹型在宅介護支援センター」といい、泉佐野市では泉佐野市社会福祉協議会においています。

●社会福祉協議会

昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、総合相談や給食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。ボランティアセンター活動や小地域ネットワーク活動、地域福祉権利擁護事業、小中学校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

●社会福祉施設

社会福祉事業を実施する施設の総称で、次のような施設があります。

（ ）内は市内にある施設

- ①老人福祉施設（軽費老人ホーム、老人福祉センター、在宅介護支援センター等）
- ②知的障害者援護施設（知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（通所・小規模））
- ③身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設、通所授産施設等）
- ④生活保護施設
- ⑤母子福祉施設
- ⑥婦人保護施設
- ⑦児童福祉施設（保育所等）

- ⑧精神障害者社会復帰施設（精神障害者小規模通所授産施設、地域生活支援センター）
- ⑨その他の社会福祉施設（人権文化センター・老人憩の家・有料老人ホーム）

●障害者生活支援センター

障害者やその家族に在宅サービスの利用援助、ピアカウンセリング（障害を持った人がカウンセラーとなり、当事者同士が対等な立場で日常生活での不安や悩み、将来のこと等についての話をうかがいアドバイスをします）など、地域生活の支援を行います。

●小地域ネットワーク活動

地域で暮らすひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親など、生活課題を抱えた人たちが地域で孤立することなく安心して暮らせるように、見守り活動などの個別援助活動やいきいきサロン、子育てサロンなどのグループ援助活動を通して、地域での自立生活の支援を行う活動です。地区福祉委員会が中心となり、さまざまな保健福祉の専門機関などと連携しながら、支えあい・助け合う活動をすすめています。

●セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人がさらに困難な状況に落ち込まないように、安全網としてその生活を下支えする制度や仕組みをいいます。

●精神障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や日常的な相談への対応、地域交流活動を行うことにより、自立支援と社会復帰促進を図っています。

タ行

●地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力をもっている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。

（参考）成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、地域

で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

●地域子育て支援センター

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

●地域包括支援センター

「地域ケア」を展開していく重要な柱として、公正・中立な立場から介護保険の被保険者に対して①総合相談事業 ②虐待防止、早期発見等の権利擁護事業 ③介護予防マネジメント ④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関です。

●地区福祉委員会

泉佐野市社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区に単位に結成された民間の団体。校区の身近な福祉問題を解決するために、町会、民生委員・児童委員、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、福祉のまちづくりを進めています。

ナ行

ハ行

●プラットホーム

本来は、駅の乗降に便利のように築いた構築物をさしますが、本計画では、地域の住民や様々な団体が、地域の課題を共有しつつ、対等の立場で交流・連携し、市との協働のもと、幅広い地域福祉に対応できるネットワークをいいます。

●ボランティア

自発的な意志により、福祉問題、環境問題などに個人やグループとして関わり、その解決や支援のために市民として参加する人をいいます。

マ行

●民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアの委員で、地域の立場にたって、住民の身近なところで相談援助などを行っています。すべての「民生委員」は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねています。また、専ら児童に関わる相談・支援を担当する「主任児童委員」が各小学校区に1人配置されています。民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき国から委嘱され、準公務員として守秘義務などの各種規定があります。

ヤ行

ワ行

●ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、だれもが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法です。市民参加型のまちづくりなどで近年よく利用されます。

●ワンストップサービス

要件の内容・分野に関わらず、問い合わせからサービス提供までの流れが一連のシステムとして確立されたサービスのことです。いわゆる窓口の「たらい回し」を避けるためのシステムです。